

南部浄化センター防災設備点検業務 特記仕様書

1 業務の目的

本業務は、関係法令に基づき実施するとともに、消防設備・防災設備を点検することにより、機能の保全を図ることを目的とするものである。

2 一般事項

- (1) 本委託業務は、契約書、本仕様書、図面及び関係法令に基づき実施するものとする。
- (2) 法に定められた消防設備、防災設備の点検は、法に定める有資格者において実施しなければならない。
- (3) 受注者は、点検業務に先立ち監督員と日程調整等を行い施設運営及び管理に支障の無いようにすること。
- (4) 点検業務期間中は、点検開始および終了時に必ず監督員に連絡すること。
- (5) 作業にあたっては、関係法規を遵守すると共に、労働者への安全教育を徹底し、安全の確保を図り災害予防に努めなければならない。
- (6) 点検作業中に、対策しなければならない重大な故障部分または不具合箇所を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。
不具合箇所等については、この仕様書等に明記されていない場合でも、軽微なもの又は点検時において処理できるものについては、受注者の責任において処理（小修理を含む）するものとする。
- (7) 履行期間内における消防用設備の警報、不具合、故障等については、誠意をもって調査、処理するものとする。またそれに要した費用は、監督員と協議し決定するものとする。
- (8) 受注者は、各点検終了後速やかに点検結果の書類を作成し、報告すると共に、定められた時期に監督官庁への届け出の代行を行わなければならない。
なお、この報告にかかる費用は全て受注者の負担とする。
(※当浄化センターの監督官庁への点検結果の報告は、3年に1回である。この点検結果は、令和10年度に報告が必要である。)
- (9) 点検は、現有設備において行うものであり、仕様書に記載された点検数量と実施数について差異が生じても設計変更はしないものとする。（著しく相違がある場合は、監督員と協議）
- (10) 業務履行終了時には、完成図書として消防設備等の数量調書を作成し提出しなければならない。
- (11) 消火器の点検は、関係法令に従い外観点検並びに内部確認及び機能の確認を行うものとする。
なお、内部確認及び機能の確認は、抽出して実施するものとする。抽出に際しては予め製造年

別に区分し、点検計画書を作成し監督員の承諾を得ること。放射確認を行った場合の薬剤及び付属消耗品等は、受注者の負担とする。

- (12) 点検によって使用した消防設備等は、適正なる処理(乾燥、充填、格納等)を行い機能の確認を再度行うこと。
- (13) 業務の履行に際し発生する廃棄物並びに仕様書で指定する廃棄器具の処分については、適正に行うこと。またそれに要する費用は、受注者の負担とする。
- (14) 点検において不良、不具合が発見された場合は、その内容の詳細及び概算見積書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (15) 点検を終了した設備機器には、点検済みのシール又はラベル等を貼付し明瞭にしなければならない。
- (16) 浄化センターに入場する場合は、事務室にて来場者受付簿に入場時間及び退場予定時間を記入すること。
- (17) その他疑義のある場合は、監督員と協議すること。

3 業務の内容

(1) 防火対象物及び消防設備等の概要

防火対象物名称	構造・階数	延床面積 届出面積 (m2)	消防設備等
管理本館	RC造 地下1階、地上3階	1,781.71	・消火器 ・放送設備 ・排煙設備 ・自動火災報知設備 ・誘導灯設備 ・ガス漏れ火災警報設備
電気棟	RC造 地下1階、地上1階	494.65	・消火器 ・放送設備 ・自動火災報知設備 ・誘導灯設備
送風機棟	RC造 地下1階、地上2階	995.96	・消火器 ・放送設備 ・自動火災報知設備 ・誘導灯設備
A系スクリーンポンプ棟	RC造 地下4階、地上2階	2,834.47	・消火器 ・放送設備 ・屋内消火栓設備 ・自動火災報知設備 ・誘導灯設備 ・排煙設備
脱水機棟	RC造 地下1階、地上3階	2,729.51	・消火器 ・放送設備 ・屋内消火栓設備 ・排煙設備 ・自動火災報知設備 ・誘導灯設備 ・連結散水設備
ゲート室棟	RC造 地下1階、地上1階	351.00	・消火器 ・放送設備
池上機械棟(1)	RC造 地上1階	207.01	・消火器 ・放送設備 ・自動火災報知設備 ・誘導灯設備

池上機械棟(2)	RC造 地上1階	62.99	・消火器 ・放送設備	・自動火災報知設備 ・誘導灯設備
池上機械棟(3)	RC造 地上1階	67.03	・消火器 ・放送設備	・自動火災報知設備 ・誘導灯設備
池上機械棟	RC造 地上1階	62.99	・消火器 ・放送設備	・自動火災報知設備 ・誘導灯設備
砂ろ過棟	RC造 地下管廊、地上1階	143.12	・消火器 ・放送設備	・自動火災報知設備 ・誘導灯設備
塩素混和池棟	RC造 地上1階	73.95	・消火器 ・放送設備	・自動火災報知設備
汚泥濃縮タンク棟	RC造 地下1階、地上1階	213.16	・消火器 ・放送設備	・自動火災報知設備 ・誘導灯設備
機械濃縮棟	RC造 地下1階、地上2階	1,151.45	・消火器 ・放送設備	・自動火災報知設備 ・誘導灯設備
ⅢⅣ系水処理、 脱臭機棟	RC造 地下2階、地上2階	946.59	・消火器 ・放送設備	・自動火災報知設備 ・誘導灯設備
B系スクリーンポンプ 棟	RC造 地下4階、地上2階	3,173.70	・消火器 ・放送設備 ・屋内消火栓設備	・自動火災報知設備 ・誘導灯設備
B系機械棟	RC造 地下1階、地上2階	1,255.25	・消火器 ・放送設備	・自動火災報知設備 ・誘導灯設備
受変電自家発棟	RC造 地下1階、地上1階	616.73	・消火器 ・放送設備	・自動火災報知設備 ・誘導灯設備
地上管廊	RC造 地下1階、地上1階	413.62	・消火器 ・放送設備	・自動火災報知設備 ・誘導灯設備

(2) 点検業務等

1) 消防設備、建築基準法関係防災設備の点検

① 消防設備等の点検(法定点検)

点検の基準、期間及び結果の報告は「消防法」、「同施行令」、「同施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。

② 建築基準法関係防災設備の点検

点検の基準、期間及び結果の報告は「建築基準法」、「同施行令」、「同施行規則」及びこれに

基づく告示等に定めるところによる。

点検項目は、以下のものとする。(■は、本業務の対象とする。)

- 建築排煙設備(排煙窓等) □防火戸 □防火ダンパー □防火シャッター
□非常用照明装置

2) 消防設備等に関する訓練・教育

- ①本業務の対象とする。 □②本業務の対象としない。

①対象とする場合

ア 消防用設備等の操作説明及び実地指導を年1回行うものとする。

イ 具体的な内容及び日時等の詳細については、別途協議するものとする。

ウ これに要する費用は、受注者の負担とする。

4 施工条件(■は、本業務の対象とする。)

- (1)点検可能日 □指定なし ■指定あり

(指定有り条件:原則 平日とし、土日・休日については監督員と協議)

- (2)点検可能時間帯 □指定なし ■指定あり

(指定有り条件:原則 8時30分～17時00分とし左記時間外は監督員と協議)

- (3)点検順序 ■指定なし □指定あり

指定条件(着手順序は監督員と協議)

- (4)業務車両の駐車場 □指定なし ■指定あり(協議)

- (5)現場事務所、資材置き場等 ■指定なし(任意) □指定あり(協議)

5 安全管理

(1) 受注者は、本業務に対応した安全確保に関する対応並びに監督員が特に求める事項について具体的に計画し、実施しなければならない。

(2) 維持管理会社と輻輳する場所で同時作業が発生した場合は、原則として維持管理会社の業務を優先とする。

6 写真管理

- (1)一般事項

写真管理は、以下に示す事項を基本とする。

(2) 工事写真の分類

以下のとおりとする。(■は、必要事項とする。)

- ①着手前及び完成写真 (撮影箇所等については、監督員と協議)
- ②施工状況写真 (撮影箇所等については、監督員と協議)
- ③安全管理写真 (撮影箇所等については、監督員と協議)
- ④使用材料写真 (交換部品等の場合は、新・旧の写真)
- ⑤品質管理写真 (必要に応じ、監督員が指示する内容)
- ⑥出来形管理写真 ⑦その他

(3) 撮影、プリント用具

原則としてデジタルカメラとし、撮影素子の100万画素以上とする。カラープリンターは、600 dpi以上の機能を有し通常の使用条件で3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。

(4) 撮影方法

写真撮影に当たっては、次の項目の必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写し込むものとする。なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し写真に添付し管理する。また、電子黒板の使用を認めるものとする。(■は、記載必要事項)

- ①工事(業務)名 ②工種(業務種別)等 ③作業内容 ④測点 ⑤設計寸法
- ⑥実測寸法 ⑦略図 ⑧受注者名

(5) 写真の色彩及びサイズ

写真はカラーとし、大きさはサービスサイズ程度とする。ただし、監督員が指示するものは、その指示したサイズとする。

(6) 工事(業務)写真の整理及び提出

1) 工事(業務)写真の整理及び提出は、以下のとおりとする。

- ①電子媒体で整理 (体裁は監督員と協議)
- ②プリント、工事写真台帳(体裁は監督員と協議)

2) 提出部数 1部 2部 その他(電子ファイル)

7 提出書類

(1) 書類の提出形態

紙等による。

□電子納品による。(□監督員と対象協議 □電子納品マニュアルによる)

■紙等及び電子納品(区分等については監督員と協議)

(2)提出書類(■は、本業務の対象とする。)

請負者は、監督員の指示に従い、下記の書類を提出することとする。

1)着手前提出

■①業務着手届 1部

■②現場代理人届 1部

■③配置技術者届(資格証明書添付) 1部

■④点検従事者届(資格証明書添付) 1部

■⑤業務計画書 1部

記載事項は、次のとおりとする。

・業務の概要 ・履行体制 ・使用(測定機材)資機材一覧 ・実施工程表

・各種業務履行要領 ・安全管理 ・緊急時の連絡網

2)履行中(■は、本業務の対象とする。)

■①業務委託打合せ簿 1部

■②その他監督員が指示するもの

■③異常発見の場合 詳細報告書(内容、写真、対処方法、概算見積書) 1部

3)完成時(■は、本業務の対象とする。)

■①点検結果報告書、総括表共(年2回) 1部

機器点検、機器及び総合点検ごとに終了後、速やかに提出のこと。紙媒体ファイルの場合 A4

版パイプファイルとする。

■②業務日誌 1部

■③履行状況写真 1部

■④業務完成報告書 1部

■⑤完成図書類 1部

数量調書・消火器機能確認抽出計画表を含めること。

■⑥その他監督員が指示するもの 1部